

動物愛護管理のあり方検討小委員会の廃止について（案）

中央環境審議会動物愛護部会に設置している動物愛護管理のあり方検討小委員会については、動物の愛護及び管理に関する法律附則第9条に基づく平成17年改正法の施行後5年を目途とした法の施行の状況の検討と、その結果に基づいた所要の措置についての検討が終了したため、廃止することとする。

よって、平成22年7月15日付け動物愛護部会決定「動物愛護管理のあり方検討小委員会の設置について」を廃止する。